

5 平成14年2月13日申請（平成14年（争）第4号）（接続に必要な工作物の利用）

（1）経過

平成14年	
2月13日	イー・アクセス株式会社（以下「イー・アクセス」という。）から、あっせんの申請（コロケーションスペース（26ビル）・電源（26ビル）・MDF（26ビル）の利用）。⇒（2）
14日	委員会から、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
15日	あっせん委員（森永委員長代理、浅井特別委員、瀬崎特別委員、土佐特別委員及び藤原特別委員）の指名。
26日	NTT西日本から、答弁書（暫定版）の提出。 両当事者から意見の聴取。
28日	NTT西日本から、答弁書の提出。⇒（3）
3月 1日	両当事者間で解決のための部分合意が成立（コロケーションスペース（26ビル）・電源（23ビル）・MDF（26ビル）の利用）。⇒（4）ア）
19日	両当事者から意見の聴取。
22日	あっせん委員による審議。
29日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示（電源（3ビル）の利用）。⇒（4）イ） イー・アクセスが、あっせん案を受諾。 NTT西日本が、あっせん案中「2」を受諾。
4月 2日	NTT西日本が、あっせん案全部を受諾。 あっせん終了。

（2）申請における主な主張

NTT西日本の26のビルにおけるイー・アクセスによるコロケーションスペース、電源及びMDFの利用のあっせんを求める。

### (3) 答弁書における主な主張

あっせん対象の26のビルのコロケーションスペース及びMDFについて割当てを行う。電源については、16のビルについて割当てを行い、7のビルについて6月末日処に増設後対応を行う。

### (4) 主な合意事項

#### ア 部分合意

あっせん対象の26のビルのコロケーションスペース及びMDFについて割当てを行う。電源については、23のビルにおいて早期割当てをする。

#### イ 部分合意で未解決の事案について両当事者が受諾したあっせん案の概要

- 「1 NTT西日本は、3のビルの各々において、平成14年6月までにX以上の、同年8月末迄にY以上の電力割当てをイー・アクセスに対して行う。
- 2 NTT西日本は、今後イー・アクセスからの請求に応じ、その保有する通信用建物において、①装備されている最大電力容量、②その内の未使用の電力容量、③既に接続事業者から使用を請求されながら未割当てである電力容量について情報開示を行う。」